

# 都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書

## 《記入例・注意事項》

令和〇〇年〇〇月〇〇日

磐田市長

申請者 住 所 磐田市国府台3番地1

申請日を記載

申請者の住所（アパート名）・  
氏名・電話番号を記載

氏 名 磐田 太郎

電話番号 0538-37-0000

都市計画法施行規則第60条の規定により、次のとおり建築物等が都市計画法の規定に適合している旨の証明を申請します。

申請地は字名まで記載

建築しようとする場所	磐田市〇〇〇字△△△123番1、123番2		
区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input checked="" type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分が定められていない都市計画区域 <input type="checkbox"/> 準都市計画区域 <input type="checkbox"/> 「都市計画区域及び準都市計画区域」以外の		
用途地域	指定なし		
開発行為の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	実測 〇〇〇.〇〇㎡ 有効 〇〇〇.〇〇㎡
建築物等の用途	一戸建専用住宅 木造2階建	申請 建築面積 〇〇〇.〇〇㎡ 延床面積 〇〇〇.〇〇㎡	全体 △△△.△△㎡ ◇◇◇.◇◇㎡
都市計画法上の許可がない場合にはその該当号及び内容	用途・規模 構造を記載	該当条項号 内 容	小数点以下 第2位まで記載
都市計画法上の許可を受けている場合にはその該当条項、許可の年月日及び番号並びに許可を受けた者の氏名又は名称	該当条項	法第29条第1項	
	許可の年月日及び番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日 磐建計第〇-〇〇号	
	許可を受けた者の氏名又は名称	株式会社 磐田 代表取締役 磐田太郎	
※上記のとおり都市計画法の規定に適合していることを証明します。			
令和	年	月	日
磐建計 第			号
磐田市長			印

道路後退がある場合は、  
有効面積も記載  
(小数点以下第2位まで)

用途・規模  
構造を記載

小数点以下  
第2位まで記載

- 備考 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 ※印のある欄は記載しないこと。  
3 農林漁業者の場合は、その旨の証明書を添付すること。

連絡先を必ず記載

連絡先 (名称・担当者名・TEL)

## ○申請書類チェックシート

## ⑥開発許可済地での建築

	添付書類	明示内容（注意事項）
<input type="checkbox"/>	1 申請書	申請書記入例を参照し、正・副 2 枚作成
<input type="checkbox"/>	2 位置図	・方位、縮尺 1/2500 以上 ・敷地の位置、形状を色枠等で明示
<input type="checkbox"/>	3 公図写し	・申請敷地を色枠等で明示 ・道路を赤色、水路を青色で表す
<input type="checkbox"/>	4 計画配置図	・方位、縮尺 1/250 以上 ・敷地境界 ・周辺の公共施設 ・排水計画 ・予定建築物の配置 ・セットバックを伴う場合は、位置を明示
<input type="checkbox"/>	5 敷地断面図	・予定建築物の位置、擁壁等を図示（2 方向以上） ・縮尺 1/250 以上 ・現況、計画断面を兼ねる場合は分かるよう記載（例：現況＝計画等）
<input type="checkbox"/>	6 敷地求積図	・三斜求積図又は座標求積図（縮尺 1/250 以上） ・セットバックを伴う場合は、後退部分も求積
<input type="checkbox"/>	7 各階平面図・立面図	予定建築物の間取り、構造、高さ等を明示（縮尺 1/250 以上）
<input type="checkbox"/>	8 建物求積図	・予定建築物の建築面積、延床面積の算出根拠 ・建ぺい率、容積率 ・縮尺 1/250 以上
<input type="checkbox"/>	9 開発許可時の計画配置図 ▲	宅地分譲の開発許可済地以外は添付
<input type="checkbox"/>	10 既存建築物の証明書類 ▲	・建築確認通知書 ・29 条建築許可証 ・適合証明 ・その他証するに足る書面
<input type="checkbox"/>	11 新旧対照表 ▲	宅地分譲の開発許可済地以外は添付
<input type="checkbox"/>	12 検査済証の写し	開発行為に関する工事の検査済証の写し

《▲の書類は、必要に応じ添付してください。》

- ・開発許可の配置・構造・規模によっては、別に「法第 42 条第 1 項のただし書の規定による予定建築物等以外の建築等の許可申請」が必要となる場合がありますので、事前にご相談ください。